

試験所・校正機関 認定審査員の募集について

公益財団法人 日本適合性認定協会

本協会では、試験所・校正機関の認定審査員及び技術専門家候補者の募集を行っております。

【認定スキーム/分野と審査員資格ごとの募集人員】

審査員資格		技術専門家/技術審査員	主任審査員	上席主任審査員
認定スキーム/技術分野				
試験所 (ISO/IEC 17025)	電気試験分野	2～3名 EMC試験、環境試験、大電力・高電圧試験、 車載機器・医療機器など特定製品の安全試験 の試験経験のある方歓迎	若干名	募集無し
	機械・物理試験 分野	2～3名 自動車分野、鉄鋼・非鉄金属、コンクリート、 プラスチック、複合材料分野の試験経験 のある方歓迎		
	食品試験分野	2～3名		
校正機関(ISO/IEC 17025)		2～3名		

技術審査員となるためには、まず技術専門家となる必要がありますので、技術審査員候補として新規採用される方も原則「技術専門家」からのスタートとなります。

また、技術審査員資格を経ずに主任審査員候補として新規採用される方は、「主任訓練審査員」からのスタートとなります。(*)

*基本的には技術専門家からスタートののち、研修や訓練などの所定の条件を満たしたうえで、技術審査員、主任、上席と昇格するものとなりますが、ご経歴によっては、技術審査の資格を付与せず、主任審査員候補として採用させていただく場合もございます。

この場合、技術審査の担当はできずシステム審査のみを行う審査員になります。

なお、標準物質生産者(ISO 17034)、検査機関(ISO/IEC 17020)、技能試験提供者(ISO/IEC 17043)の審査員への応募をご希望の方は、別途お問合せください。

【審査員資格の説明】

JABの審査員資格は以下の通りです。

主任審査員・上席主任審査員：単独で、或いはチームの一員として、認定審査を行う力量を有する審査員。マネジメントシステム範囲の審査（システム審査）を行い、チームリーダーとしての役割を果たすことができる。主任審査員と上席主任審査員では、チームリーダーを務められる審査の種類に違いがあり、上席主任審査員は、本協会が実施する全ての種類の審査（初回審査、再審査、拡大審査、サーベイランス、臨時審査）においてチームリーダーが出来ることに対し、主任審査員はこのうち初回審査と再審査を除く審査でチームリーダーが可能。

技術審査員：特定の技術分野において、チームメンバーとして技術的要求事項の審査を実施する審査員。全ての種類の審査(初回審査、再審査、拡大審査、サーベイランス審査、臨時審査)で技術審査が可能。

技術専門家：特定の技術分野において認定審査員に対し技術的助言を行う力量を有する者で、審査員資格を必要としない。技術専門家は必ず認定審査員の監督下で審査に参加する。

【選考手順】

- (1) 提出書類による選考を行います。書類提出後、1～2週間を目途に選考結果をご連絡いたします。
 - (2) 書類選考を通過した方と面接を行います。面接はウェブ会議システムを使い、オンラインで実施いたします。
 - (3) 面接後、1～2週間を目途に選考結果をご連絡いたします。
- ※書類選考、面接いずれの場合も、可否に関わらず選考結果をご連絡いたします。

【応募資格】

別表をご参照ください。

【合格後の流れ】

- (1) 本協会と「業務委託基本契約」を締結していただきます。

契約形態や審査報酬につきましては、応募書類の「応募者事前確認シート」をご参照ください。

- (2) 契約手続き後、導入研修を経て、技術専門家として審査に参加いただきます。技術審査員候補として採用された方は、並行して審査員研修コースの合格修了が必要となります。

なお、主任審査員候補として採用された方は、主任訓練審査員として資格登録し、所定の研修を経て、実際の認定審査にて主任訓練を行い、これに合格すると主任審査員の資格が付与されます。

【研修について】

- ①導入研修：認定スキームや資格を問わず、初めてJABの認定審査に参加する全ての認定審査要員に対して行う基礎教育。Eラーニングによるものと、技術担当が個別に行うものがあります。

(対象：新規採用者全員)

- ②審査員研修コース：APAC* CBC-002(試験所系審査員のトレーニングに関するガイドライン)に基づいて実施する共通の審査員研修コース。年に1, 2度開催します。EラーニングとZOOMによる3日間の研修で構成されます。(対象：技術審査員候補者および主任審査員候補者)

*アジア太平洋認定協力機構

- ③審査技術研修：主任審査員候補者に対して実施する技術研修。年に1, 2度開催します。2日間のZOOMによる研修です。(対象：主任審査員候補者)

具体的な日程や受講方法については対象となった方へご案内いたします。

【提出書類】

応募の際には、次の4点を提出してください。

- ① 経歴書（様式 AF57）
- ② 応募者事前確認シート(様式 AFL99)
- ③ 専門分野確認書（様式 AFL37）
- ④ 個人情報取得の同意書

各フォーマットについては添付をご利用ください。

【応募方法】

上記の応募書類の電子ファイルを添付の上、下記の宛先へEメールにてお送りください。

公益財団法人日本適合性認定協会 技術部 審査員管理担当

E-mail: assessor@jab.or.jp（件名を「審査員応募」として下さい）

【問合せ先】

公益財団法人日本適合性認定協会 技術部 審査員管理担当

E-mail: assessor@jab.or.jp（件名を「審査員応募問い合わせ」として下さい）

電話での問い合わせには対応できませんので、ご了承ください。

別表 応募資格

今回の募集についての応募資格は以下の通りです。

(指定の無い場合には、募集する審査員資格に共通の応募資格となります)

年齢	原則70歳未満であること。
教育	科学／技術分野で高等学校卒業を超える資格（高専、短大、専門学校、大学など）がある。ただし、この資格がない場合でも、関連する専門分野での広範な経験があればその資格に代えることができる。その後も十分な訓練を継続して受けていることが望ましい。
業務経験	<p>【技術専門家/技術審査員】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門分野(*)での試験又は校正の少なくとも4年間（10年以上が望ましい）の経験がある。その内の2年間は認定審査対象分野の経験がある。・ 日常の技術分野での業務に係わる管理において、広範囲で最新の経験がある。・ 試験所又は校正機関で2年間は、運営に係わるマネジメントの経験、品質保証システムの開発及びその実施経験、又は審査補助の経験があることが望ましい。 <p>なお、経験年数はこの分野の複雑さ及び高度さに応じて、この年数を増減又は減免することができる。</p> <p>*ここで言う専門分野とは、JABの試験所・校正機関の認定範囲分類に対応したものです。提出書類の「専門分野確認書」にて、該当する専門分野を記載してください。</p> <p>【主任審査員】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 技術分野で少なくとも4年間の経験がある。その内の2年間は試験所・校正機関活動に係る品質マネジメント、品質保証、品質システム監査又は環境マネジメントシステム監査の経験がある。・ また、別の2年間は試験所・校正機関での試験又は校正の経験があることが望ましい。ただし、研究・開発・設計・製造など関連技術分野で十分な知識・経験を得ていると本協会が認める場合には、上記と同等の経験があるとみなす。・ 日常の技術分野での業務に係る管理において、広範囲で最新の経験があることが望ましい。 <p>なお、経験年数はこの分野の複雑さ及び高度さに応じて、この年数を増減又は減免することができる。</p>

次ページに続く

<p>専門知識 及び応用力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の試験若しくは校正又は認定申請のある試験若しくは校正の種類についての専門知識がある。不確かさの推定や技能試験結果の分析ができる。 ・ また、該当する場合には、関連するサンプリング手順についての専門知識を併せ持っている。特に、審査用語及び専門用語が分かり、この分野固有の仕組みのあるべき姿が判っている。 ・ 広い観点から複雑な運用を理解し、組織内の個々の集団の任務を理解するために、専門知識の幅が広い。また、関連する法令、規格、指針等に対する知識がある。統計手法又は品質管理手法を適切に使用できる。
<p>専門分野での活動実績</p>	<p>【技術専門家/技術審査員】 専門分野に関する論文などがあり、専門分野の試験又は校正に係わっている。</p> <p>【主任審査員】 技術分野での学協会活動等の実績があることが望ましい。</p>
<p>コミュニケーションスキル</p>	<p>口頭及び文書で効果的に意志の疎通ができる。理解力、応用力がある。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属組織がある場合は、本協会との「業務委託基本契約」の締結ならびに審査業務の実施について、所属組織の承諾を得ていること。 ・ 認定審査の過程で問題を起こさない、一般のビジネス実務の知識があること。 ・ 外国語（特に英語）の規格や手順書の読解が堪能であることが望ましい。 ・ 一般的なビジネスソフト(Word, Excel等)を使用した文書作成、及びコンピュータ上のファイル操作、インターネット上の情報検索・ウェブサイトの閲覧、電子メールによるコミュニケーションができること。 ・ オンライン会議システム（ZOOM等）の使用が可能なこと（審査員研修会や遠隔審査で使用する場合があるため） ・ ILAC MRA署名認定機関のISO/IEC 17025認定審査員資格を有する場合は、認定証あるいは登録証などのコピーを提出してください。（該当する方のみ） ・ ILAC MRA署名認定機関が実施するISO/IEC 17025認定審査員研修コースを修了している場合は、修了証のコピーを提出してください。（該当する方のみ）

以上